	改	正	後		改	正	前
(社会保険類似の診療報酬についての不適用) 67 - 2措置法第67条				(社会保険類似の診療報酬についての不適用) 67 - 2 <u>同条</u>			
(社会保険診療報酬に係る損金の額が特例経費額に満たない場合の損金算入) 67 - 3				(社会保険診療報酬に係る損金の額が特例経費額に満たない場合の損金算入) 67 - 3			
67 - 4 (1) (2) <u>一括評価</u> 規定により	り損金の額に算入した。 風による貸倒引当金の	引当金勘定への <u>繰入</u> 金額をいう。) は、当	額(法第52条第2項の 該事業年度終了の時に 金銭債権の額の比によ	67 - 4 (1) (2) <u>一括評値</u> 入額からき での金額を	当該繰入額のうち法第5 を控除した金額をいう。 こよる貸倒引当金の繰	の計算) 定への繰入相当額(貸 52条第1項第1号に掲 <u>。)</u> は、当該事業年度 入れの対象となる金銭	げる金額に達するま 終了の時における <u>同</u>
(注)1				(注)1			